経営のヒント スペシャル① 消費税増税への備え

2014年4月1日から税率が8%に上がる消費税。経営者としては、①消費税を転嫁する方法、②増税分の資金繰り対策、③経過措置の3点を押さえていただきたいと思います。

税理士 黒川 明

増税分を売値に転嫁する方法を追求し、資金繰り対策の検討を

いかに消費税を転嫁するか

クライアントである中小企業の経営者さんに増税分の3%を問題なく売値に反映できるかを聞いてみたところ、即座に「できる」と答えた方は3割弱しかいませんでした。売値への反映といっても消費者から見た外見上は単なる値上げです。このご時世で3%の値上げは厳しいものがあるようです。

とはいえ、経営者は法律や制度の変更など外部環境の変化があろうとも、会社を守っていかなければならないですよね。そして、どんな時代であっても勝つ会社は勝ちます。

先ほどの「消費税を転嫁できる」と答えた経営者さんたちの何人かに、転嫁することによるマイナスを補う対応策をお聞きしたところ、価格表示を外税にする（2017年3月までの時限措置として外税表示が認められた）、付加価値を上げお客様満足を高める、新商品を開発する、価格を据え置く商品と値上げする商品でメリハリをつけ会社全体で収益を維持する、お願い状を書く、説明会を開くなど、さまざまな手を打つようです。

そこには、転嫁できなければ収益性が落ち、会社存続が難しいという危機感からくる覚悟が感じられます。「できない」ではなく「どうやればできるか」を考えるのが重要でしょう。

増税分の資金繰り対策

下記の増税分を売値に転嫁できた場合と転嫁できなかった場合のシミュレーションをご覧ください。

ご覧のように増税分を売値に転嫁できない場合には、当然ながらその分だけ会社の利益が減少します。その利益の減少が資金繰りに与える影響は大きいもの。ですから、まずは知恵を絞って何とか売値に転嫁できる方法を探ることが大事です。弊社のクライアントさんも今、アイデアを出したり、実行に移したりしているところです。

次に8%の消費税になった場合の資金繰り表を作ることです。エクセルなどで比較的簡単に作れます。どうしても増税分を転嫁できないケースはもとより、転嫁できた場合でも売り上げの数量は減る可能性があります。資金ショートする可能性がないか慎重にチェックすべきです。

少しでも不安を感じたら早めに資金調達に乗り出しましょう。銀行融資などの資金調達は早めに行うのが鉄則。お金に詰まってから動き出しても銀行からは借りにくくなります。

経過措置

2014年4月1日以降の商品の引き渡しやサービスの提供にかかる消費税は8%となります。しかし、取引の種類によっては一律そのようにするのが難しいものもあります。そこで経過措置が用意されています。

大きなものでは、工事やソフトウェア開発などのように一括で引き渡されるものは、2013年9月30日までに契約を結べば、引き渡しがいつになろうと5%の税率でよいとされていました。そのため2013年9月30日までに多くの契約の駆け込みがありました。

一方、2015年10月1日からは税率が10%となる予定ですが、こちらも同じく工事やソフトウェア開発など一括で引き渡されるものは、2015年3月31日までに契約を結べば、引き渡しがいつになろうと8%の税率でよいとされています。こちらのタイミングも押さえておきたいところです。

経営者の覚悟

「成功するのは簡単だが、成功し続けるのは難しい」と言われます。成功し続けるには今回の増税のような大きな外部環境の変化を乗り越えていく必要があります。経営者の実力が問われる場面。何とか乗り越えていきたいですね。

税率		5%		8%	
		金額	うち消費税	金額	うち消費税
転嫁できる場合	売上	105	5	108	8
	仕入、経費	84	4	86.4	6.4
	差引	21		21.6	
	納税額		1		1.6
	残る資金	20		20	
転嫁できない場合		金額	うち消費税	金額	うち消費税
	売上	105	5	105	7.8
	仕入、経費	84	4	86.4	6.4
	差引	21		18.6	
	納税額		1		1.4
	残る資金	20		17.2	

残る資金は同じ

資金減少

※消費税は厳密には国税である消費税と、地方税である地方消費税で構成されますが、本文中では新聞表記などに合わせ消費税と地方消費税を合わせて「消費税」と表記します。

ワンポイントコラム
間接的な〝増税〟にも注意が必要

1989年に3%の消費税が創設され、1997年に消費税が5%となりました。この1997年から今回の増税までの間は、税率アップのようにわかりやすい増税はありませんでしたが、課税ベースの拡大という増税は行われてきました。

例えば、2004年には消費税の免税事業者になる売上高の基準が3000万円から1000万円に引き下げられました。また、同時期に簡易課税制度を使うことができる売上高の基準も2億円から5000万円に引き下げられています。

他にも細かい増税はほぼ毎年のように行われています。このように消費税の増税は税率だけではなく、課税ベースの拡大という方法もありますので、経営者はこのあたりの情報収集にも気を配りたいですね。

◇日本の消費税の歴史◇

1989年4月1日▶消費税施行。税率3%
1997年4月1日▶税率5%に
2004年4月1日
▶免税点適用上限が3000万円→1000万円に
▶簡易課税制度の適用上限が2億円→5000万円に
▶消費税の「総額表示」を義務付け
2014年4月1日（予定）▶税率8%に
2015年10月1日（予定）▶税率10%に

黒川 明（黒川税理士事務所 所長）

1978年北海道生まれ。2005年東京都立大学経済学部卒業、税理士試験合格。2008年東京都多摩市に黒川税理士事務所設立。